

る。

(政令への委任)

第三十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に
関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(金融商品取引法の一部改正)

第三十三条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の四第一項第一号口、第三十三条の五第一項第二号及び第三十五条第二項第三号中「貸金業
の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

第五十九条の四第一項第二号中「貸金業の規制に関する法律」を「貸金業法」に改める。

(質屋営業法の一部改正)

第三十四条 質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三十六条に次の二項を加える。

2 質屋については、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第三項、第八条第一

項及び第九条第一項(第二号の規定は、適用しない。

第三十五条 質屋営業法の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「二十九・二パーセント」を「二十パーセント」に、「百九・五パーセント」と、「二十九・二八パーセント」とあるのは「百九・八パーセント」と、「〇・〇八パーセント」とあるのは「〇・三パーセント」を、「百九・五パーセント(二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。)」に、「同条第四項」を「同法第五条の四第一項」に改め、「貸付け」の下に「又は保証」を加え、「十五日として利息を計算する」を「十五日として利息又は保証料の計算をする」に改める。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第三十六条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)の一部を次のように改正する。

第九十八条第五号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第三十七条 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二の見出し中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同条第一号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、「。以下「貸金業規制法」という。」を削り、「貸金業規制法第二十四条」を「同法第二十四条」に改め、同条第二号中「貸金業規制法第十七条第二項から第四項まで及び第二十四条の二の規定」を「貸金業法第十六条の二第一項、第十七条第三項から第五項まで、第二十四条の二並びに第二十四条の六の十第二項（貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に係る部分を除く。）及び第四項（貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に係る部分を除く。）の規定」に改める。

第三十八条 中小企業金融公庫法の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第二号中「第十六条の二第一項」を「第十六条の二第三項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第三十九条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四十六号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

第四十条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第四十六号を次のように改める。

四十六 貸金業者の登録又は貸金業務取扱主任者に係る登録講習機関の登録	登録件数	一件につき十五万円
(一) 貸金業法（昭和五十八年法律第二十二号）第三条第一項 （登録）の内閣総理大臣がする貸金業者の登録（更新の登録 を除く。）		
(二) 貸金業法第二十四条の二十五第二項（登録講習機関の登 録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

（住民基本台帳法の一部改正）

第四十一条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の九の項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「又は同法第八条第一項」を
「、同法第八条第一項の届出、同法第二十六条第二項の認可又は同法第三十三条第二項」に改める。

別表第二の三の項及び別表第五第三号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

第四十二条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の九の項中「同法第二十六条第二項の認可又は同法第三十三条第二項の届出」を「同法第二十四条の七第一項の試験の実施、同法第二十四条の八第二項の申請、同法第二十四条の十第一項の認可、同法第二十四条の二十五第一項の登録、同法第二十四条の二十八の申請、同法第二十四条の三十二第一項の更新、同法第二十四条の三十六第一項の登録、同法第二十四条の三十九第一項の更新、同法第二十四条の四十一の届出、同法第二十六条第二項の認可、同法第三十三条第二項の届出又は同法第四十一条の十四第一項の申請」に改める。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第四十三条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第九項、第十一項、第十五項及び第十六項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

(貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第四十四条 貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「この法律による改正後の第四十一条の二及び第四十二条第一項」を「貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の九及び第二十四条の六の十第一項」に改める。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正）

第四十五条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三十四号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「第七章」を「第五章」に改める。

第四十六条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条第六号を次のように改める。

六 次に掲げる債務について、債務者に対し、その履行を要求すること。

イ 金銭を目的とする消費貸借（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第五条第一号に規定する営業的金銭消費貸借（以下この号において単に「営業的金銭消費貸借」という。）を除く。）上の債

務であつて同法第一条に定める利息の制限額を超える利息（同法第三条の規定によつて利息とみなされる金錢を含む。）の支払を伴い、又はその不履行による賠償額の予定が同法第四条に定める制限額を超えるもの

口 営業的金錢消費貸借上の債務であつて利息制限法第一条及び第五条の規定により計算した利息の制限額を超える利息（同法第三条及び第六条の規定によつて利息とみなされる金錢を含む。以下この号において同じ。）若しくは同法第九条に定める利息の制限額を超える利息の支払を伴い、又はその不履行による賠償額の予定が同法第七条に定める制限額を超えるもの

ハ 営業的金錢消費貸借上の債務を主たる債務とする保証（業として行うものに限る。）がされた場合における保証料（利息制限法第八条第七項の規定によつて保証料とみなされる金錢を含み、主たる債務者が支払うものに限る。以下この号において同じ。）の支払の債務であつて当該保証料が同条第一項から第四項まで及び第六項の規定により支払を受けることができる保証料の上限額を超えるもの

（前条の規定による暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十七条 前条の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第九条第六号の規定は、第四号施行日以後にした同号に掲げる行為について適用し、第四号施行日前にした行為については、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部改正）

第四十八条 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「住宅金融専門会社」とは、主として住宅（住宅の用に供する土地及びその土地の上に存する権利を含む。）の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者であつて、この法律の施行の際現に大蔵大臣が指定しているものをいう。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第四十九条 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第七十条第一項第五号及び第二百二条中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

第二百八十三条第三項中「名義書換代理人」を「権利者名簿管理人」に改める。

(債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正)

第五十条 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号リ、第五条第七号ホ及び第十八条第六項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

第五十一条 債権管理回収業に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第十八条第五項を次のように改める。

5 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、当該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

一 金銭を目的とする消費貸借(利息制限法(昭和二十九年法律第百号)第五条第一号に規定する営業的金銭消費貸借(以下この項において単に「営業的金銭消費貸借」という。)を除く。)上の債務であつて、同法第一条に定める利息の制限額を超える利息(同法第三条の規定によつて利息とみなされ

る金銭を含む。以下この号において同じ。）の支払を伴い、又はその不履行による賠償額の予定が同法第四条に定める制限額を超えるもの その制限額を超える利息又は賠償額

二 営業的金銭消費貸借上の債務であつて、利息制限法第一条及び第五条の規定により計算した利息の制限額を超える利息（同法第三条及び第六条の規定によつて利息とみなされる金銭を含む。以下この号において同じ。）若しくは同法第九条に定める利息の制限額を超える利息の支払を伴い、又はその不履行による賠償額の予定が同法第七条に定める制限額を超えるもの その制限額を超える利息又は賠償額

三 営業的金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする保証（業として行うものに限る。）がされた場合における保証料（利息制限法第八条第七項の規定によつて保証料とみなされる金銭を含み、主たる債務者が支払うものに限る。以下この号において同じ。）の支払の債務であつて、当該保証料が同条第一項から第四項まで及び第六項の規定により支払を受けることができる保証料の上限額を超えるもののその上限額を超える保証料

（前条の規定による債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条 債権管理回収業に関する特別措置法第二条第一項に規定する特定金銭債権に係る債務について債権回収会社（同条第三項に規定する債権回収会社をいう。次項において同じ。）が第四号施行日前に行つた利息又はその債務の不履行による賠償額の支払の要求については、なお従前の例による。

2 第四号施行日前にした金銭を目的とする消費貸借における利息の契約又は賠償額の予定の契約に基づいて債権回収会社が第四号施行日以後に行う支払の要求については、前条の規定による改正後の債権管理回収業に関する特別措置法（次項において「新債権管理回収業法」という。）第十八条第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第四号施行日前にした保証料の契約に基づいて第四号施行日以後にする保証料の支払の要求については、新債権管理回収業法第十八条第五項の規定は、適用しない。

（特定融資枠契約に関する法律の一部改正）

第五十三条 特定融資枠契約に関する法律（平成十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三条及び」の下に「第六条並びに」を加え、「第五条第七項」を「第五条の四第四項」に改める。

(金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の一部改正)

第五十四条 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第十二条第一項第四号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第五十五条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第四号中「第五条第三項」を「第五条第一項後段、第二項後段若しくは第三項後段」に改め、「（高金利受領等）」の下に「、第五条の二第一項後段（高保証料受領等）若しくは第五条の三第一項後段、第二項後段若しくは第三項後段（保証料がある場合の高金利受領等）」を加え、「同項」を「これらの規定」に改め、「第八条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

別表第二第十九号中「第八条第二項」を「第八条第三項」に改める。

（調整規定）

第五十六条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日が証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う

関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）附則第二号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条のうち、組織的犯罪処罰法別表第二第十九号の改正規定中「別表第二第十九号」とあるのは、「別表第二第九号」とする。

（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の一部改正）

第五十七条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十九号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

（株式会社産業再生機構法の一部改正）

第五十八条 株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号及び第二十条第三項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。（貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第五十九条 貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一

部を改正する法律（平成十五年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第八条中「新貸金業規制法第四十二条の二」を「貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十条二条」に改める。

（独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正）

第六十条 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条（見出しを含む。）中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六十一条 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二百三十三条第四十項第一号口(5)中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六十二条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正）

する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第一百八十八条及び第一百八十九条を次のように改める。

第一百八十八条及び第一百八十九条 削除

（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律の一部改正）

第六十三条 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第六条第一項第五号及び第六号二中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

（金融庁設置法の一部改正）

第六十四条 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「次号イからラまで」を「次号イからムまで」に改め、同条第三号中ラをムとし、ツカ

らナまでをネからラまでとし、ソの次に次のように加える。

ツ 貸金業協会

第六十五条 金融庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「次号イからムまで」を「次号イからウまで」に改め、同条第三号中ムをウとし、ネからラまでをナからムまでとし、ツの次に次のように加える。

ネ 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第十六項に規定する指定信用情報機関、同法第二十四条の九第二項に規定する指定試験機関及び同法第二十四条の二十五第二項に規定する登録講習機関

（政府の責務）

第六十六条 政府は、多重債務問題（貸金業を営む者による貸付けに起因して、多数の資金需要者等が重畠的又は累積的な債務を負うことにより、その営む社会的経済的生活に著しい支障が生じていてる状況をめぐる国民生活上及び国民経済の運営上の諸問題をいう。以下同じ。）の解決の重要性にかんがみ、関係省庁相互間の連携を強化することにより、資金需要者等が借入れ又は返済に関する相談又は助言その他の支援

を受けることができる体制の整備、資金需要者への資金の融通を図るための仕組みの充実、違法な貸金業を営む者に対する取締りの強化、貸金業者に対する処分その他の監督の状況の検証、この法律による改正後の規定の施行状況の検証その他多重債務問題の解決に資する施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(検討)

第六十七条 政府は、貸金業制度の在り方について、この法律の施行後二年六月以内に、この法律による改正後の規定の実施状況、貸金業者の実態等を勘案し、第四条の規定による改正後の規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

2 政府は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律及び利息制限法に基づく金利の規制の在り方について、この法律の施行後二年六月以内に、資金需給の状況その他の経済金融情勢、貸付けの利率の設定の状況その他貸金業者の業務の実態等を勘案し、第五条及び第七条の規定による改正後の規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の

見直しを行うものとする。

3 政府は、この法律の施行後一年六月を経過した後適当な時期において、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。